



甲賀市水口町本丸 1-20 みなくるプラザ内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R8.8月発行

毎日厳しい暑さが続いています。子どもたちの夏休みも後半戦に入ります。楽しい時間は過ぎるのが早いものです。夏休みは普段より自由な時間が増える分、自分で考えて行動する時間が長くなり、学校という枠組みやチャイムがない生活の中で、自分で時間の使い方を律することがより必要ですが、子どもたちの生活は充実しているでしょうか。

～インターネット・SNSとの付き合い方～

近年、インターネットや SNS の普及で、子どもたちを取り巻く環境は激変しています。便利な反面、ネット上の玉石混交の情報に触れたり、動画サイトやゲームにのめり込んだりするリスクとも隣り合わせです。夏休みは自由な時間が多いからこそ、主体性を持たなければ大きな落とし穴にはまってしまうかねません。一人ひとりがしっかり考え、一日を大切に過ごしてほしいものです。

～社会のルール 規範意識～



また、昨年あたりから特に気になるのが子どもたちの「規範意識」です。以前もお伝えしましたが、公共の場で立ち入り禁止区域に入ったり、店舗で迷惑行為をして店員さんや他のお客さんとトラブルを起こしたり、買い物カートや車いすを勝手に持ち出して遊ぶといった問題行動が見られました。さらに、グループで万引きをするなど、憂慮すべき事態も起きています。

今年6月末の相談データでも、「窃盗関係の相談」が前年比 23 件増と急増しており、非行相談の中でも突出して増加しています。中でも中学生に関する相談が 92 件増加し、相談の中心が中学生に移行している点が大きな特徴です。

こうしたデータからも、私たちが考える以上に、子どもたちの「規範意識」が揺らいでいるのではないかと感じています。

「人の物を勝手に使ってはいけない」「空き家は無断で入る場所ではない」「鍵が掛かっていない自転車でも、勝手に乗ってはいけない」といった基本的なルールが、悪いことという認識が薄くなっているようです。そうした行動が、取り返しのつかない事態を招くこともあります。

～家庭でのルール作りの難しさ～

また、家庭でのルール作りも、多くの親御さんが頭を悩ませる一つではないでしょうか。

「ゲームの時間を守れない」「帰宅時間を過ぎても戻らない」といった相談をよく受けます。何度言っても子どもは聞かず、親がただ叱り続けるという悪循環に陥り、困り果てているご家庭も少なくありません。時には子どもが反発し、家庭内暴力に発展してしまうケースもあります。



何度も同じ注意をして伝わらないのであれば、その伝え方やアプローチがお子さんに合っていないのかもしれない。「言葉」で言うだけでなく「見える形」に変えてみたり、よい行動に目を向けて今まで以上に認めたり

することも子どもとのよい関係を保ちながらできるルール作りです。

親の一生懸命な思いが、空回りして親子関係がこじれてしまうのは残念なことです。一度崩れてしまった親子の信頼関係を修復するには、多くの時間とエネルギーが必要になります。親も人間ですから感情的になってしまうのは当然のことですが、追い詰められた気持ちのままぶつかってしまえば、かえって事態を悪化させてしまうこともあります。

～一人で悩まず、相談を～

一人で悩んでいても、なかなか新しい解決策は浮かびません。そんな時こそ、一人で抱え込まずに相談機関へ相談してください。その一つに少年センターもご利用いただけます。

相談することで、親御さんご自身の心も整理されますし、第三者の視点を交えることで、これまで見えなかった子どもの本音や、新しい接し方のヒントが見つかることもあります。子どもが健全に成長し、ご家庭で穏やかな時間が過ごせるよう、私たちも精一杯お手伝いさせていただきます。

夏休みはまだ後半戦が残っています。どうぞ、ご家族で心休まる時間を大切にお過ごしください。何かお困りのことがあれば、いつでも甲賀市少年センターへご相談ください。

(あいコムこうか 有線放送より抜粋)

よいこと？悪いこと？ これは犯罪？

- ① 拾った 1,000 円を自分の物にした。
- ② カラオケに行きたくて、家にあるお金を家族に言わず持ち出して勝手に使った。
- ③ お金を払わず店の品物を持ち帰った。
- ④ 急いでいたので鍵のさしてある自転車をもらい大切に使った。
- ⑤ 友だちが万引きしたゲームソフトをもらった。
- ⑥ 友だちが万引きの見張りをしてほしいというので、見つからないように見張りをした。
- ⑦ 広いところで遊びたいので、鍵のかかった門を乗り越えて校庭で遊んだ。
- ⑧ 神社の柱に記念に残るよう名前を彫った。
- ⑨ ふざけて、嘘の 110 番をした。
- ⑩ 頭にきて友だちの教科書に落書きをした。
- ⑪ 頭にきて友だちの物を隠した。
- ⑫ 頭にきて友だちを殴った。
- ⑬ 腹が立って、学校のロッカーを蹴飛ばして壊した。
- ⑭ 意地悪な友だちを脅かすために、ナイフを持ち歩いた。
- ⑮ インターネットに友だちの悪口を書き込んだ。
- ⑯ ふざけて、インターネットの掲示板に「明日、●●小学校の子どもを襲う。」と書き込んだ。
- ⑰ 人の裸の写真を携帯電話に保存した。裏面 解答あり



少年補導功労者表彰

～近畿管区警察局長・近畿少年補導委員等 連絡協議会会長連盟表彰～ **祝** **藤原也之亮 様**



多年にわたり少年非行防止活動を積極的に推進し青少年の健全育成に貢献された方および団体に近畿管区警察局長と近畿少年補導等連絡協議会会長の連名で、表彰式が執り行われました。

甲賀市からは藤原也之亮様が受賞されました。おめでとうございます。今後もよりしくお願いいたします。

日時 6月17日(水) 於:滋賀県警察本部

6月末時点の相談件数は420件で、前年同期から19件増加しました。非行相談は減少した一方、非行以外の相談が大きく増加し年齢構成にも顕著な変化が見られました。

非行相談では、盗癖・窃盗が前年の16件から39件へと突出して増加し、その他の項目は軒並み減少しています。この傾向は、全国の刑法犯少年の検挙状況とも一致しています。

非行以外の相談では、家庭相談が35件増の40件、心の病の相談が20件増の21件となり、家庭内の問題や心理的課題を抱える相談が大幅に増加しました。これらは、家庭の中で課題を抱え家族が疲弊している実態を反映していると考えられます。また、相談内容の多様化も進んでおり、さまざまなニーズに応じた支援の必要性が高まっています。

相談対象の年齢層をみると、小学生が大幅に減少した一方で、中学生が200件と急増しました。小学生の頃に課題を抱えていた子どもたちが中学生となり、中学生の相談が増加したと考えられます。また、中学生という時期は心身の急激な変化に加え、友人関係や学校生活、進路や成績へのプレッシャーが一気に増す時期です。現中学生は、小学校2～4年生の時期にコロナ禍を経験しており、学校・家庭・社会が大きく変化する中で、心身の発達に影響を受けた子どもも少なくないと推察されます。

さらに、近年のSNSの急速な普及により、子どもたちはいつでもどこでも誰とでもつながることができ、発達段階に合わない情報にも容易にアクセスできる環境にあります。こうした社会環境の変化は、家庭・心理・発達・経済などの各側面から子どもの成長に大きな影響を及ぼし、問題行動として表面化していると考えられます。特に窃盗相談の増加は、発達の特性や心のSOSとして表れている可能性が高いと感じられます。

本人からの相談件数は74件と前年から増加しており、少年センターが相談窓口として周知され、居場所としての役割が定着してきたことの表れとも言えます。しかしその一方で、困りごとを抱える子どもたちが増えているという現実も示しています。問題行動として表に出てきている以上、子どもたちの健全な成長を支えるためには、何らかの支援や援助が不可欠です。困ったときに「困った」と言えること、そしてそれを誰かに相談できることは、とても大切な力です。

今回の相談状況を、子どもたちの心の叫びとして真摯に受け止め、一人ひとりに寄り添った支援を進めていく必要があり、今後も関係機関と連携をしながら相談活動を進めてまいります。

解答 法律や犯罪の名称 状況により他の法律名や犯罪名に該当する場合があります。また、犯罪は成立しますが、刑を免除される場合があります。

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 刑法の遺失物横領罪 | ⑩ 刑法の器物損壊罪 |
| ② 家族の物でも盗めば窃盗罪 | ⑪ 刑法の器物損壊罪 |
| ③ 刑法の窃盗罪（手口は万引き） | ⑫ 刑法の暴行罪 |
| ④ 刑法の窃盗罪（手口は自転車盗）占有離脱物横領罪 | ⑬ 刑法の器物損壊罪 |
| ⑤ 刑法の盗品等無償譲受け罪 | ⑭ 銃砲刀剣類等取締法違反など |
| ⑥ 刑法の窃盗（万引き）共犯 | ⑮ 刑法の名誉棄損罪、脅迫罪 |
| ⑦ 刑法の建造物侵入罪 | ⑯ 刑法の業務妨害罪など |
| ⑧ 刑法の器物損壊罪 | ⑰ わいせつ物頒布等罪や児童ポルノ禁止法違反など |
| ⑨ 軽犯罪法違反の虚偽申告 | |

令和8年度(6月末) 甲賀市少年センター相談受理状況

相談延べ件数	R8 6月末	R7 6月末	相談手段	R8 6月末	R7 6月末
	420	401			
			面談等	133	114
			電話	197	219
			メール等	90	68

非行相談内容	R8 6月末	R7 6月末	非行相談以外 内容	R8 6月末	R7 6月末
盗癖・窃盗	39	16	不登校	12	5
暴力行為(傷害・暴行)	4	5	学校・学業	1	11
校内暴力	7	17	就職・仕事	0	3
家庭内暴力	11	8	家庭	40	5
たかり・恐喝	0	1	しつけ・生活	239	255
薬物乱用	0	0	交友	10	12
飲酒	0	0	性	2	7
喫煙	5	2	発達障害	6	0
家出	0	1	心の病	21	1
無断外泊	0	0	性格	0	0
深夜はいかい	0	0	健康・身体	2	10
金銭乱費・金品持出	7	26	いじめ	1	3
道交法違反(暴走行為)	0	7	虐待	0	1
怠学	0	0	有害環境	13	3
小計	73	83	その他	0	2
			小計	347	318

相談者内訳	R8 6月末	R7 6月末	相談対象 少年内訳	R8 6月末	R7 6月末
本人	74	52	小学生以下	40	76
家庭	166	179	中学生	200	108
学校	72	78	高校生	42	41
職場	5	8	学生その他	2	2
他機関	95	80	有職少年	123	144
その他	8	4	無職少年	13	30

困ったときは
ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

秘密厳守・無料



交友関係、生活、いじめ、

家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp

